

日々の生活に役立つ!

インド法律コラム

インドの総合法律事務所 Ahlawat & Associates が
インド外国人の方に有益な法律情報をご紹介します。



Q1

セクシュアル・ハラスメントについてのご相談：私はインドにある会社で働く日本人女性です。直属の上司が会議の時に私の手を握ったり、肩を抱こうとしたり、さらには上司として不適切なメールを送ってくることもあり困っています。そのような行為をやめるように伝えていますが、一向にやめてくれません。どうすればよいでしょうか？

回答：

まずは社内人事担当の責任者、そしてその他あなたの上司にこの問題を報告する必要があります。社内に雇用マニュアルがある場合には担当者や内部委員会などの連絡先詳細が提供されているはずですので、書面で問題を報告しましょう。

解決案：

職場におけるセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という）から女性を保護することを目的に、インドでは2013年4月にセクシュアル・ハラスメント防止に関する法律（以下「セクハラ防止法」という）が成立し、同年12月に施行されました。

セクハラ防止法はインド法人であるか外国会社のインド拠点であるかに関わらずほぼ全ての組織に適用されます。セクハラ防止法によると、10人以上の従業員を抱える会社は必ず3名以上からなる内部苦情委員会（以下「ICC」という）の設置が必要であり、そのうち半数は女性、代表者も女性であることが定められています。従業員の数が10人未満の場合は苦情に関してインド各州政府が設置する地域通報委員会に調査を依頼することになります。セクハラ行為に関しては最後に問題行為があった後3ヶ月以内に書面にてICCに報告する必要があります。

セクハラ防止法におけるセクシュアル・ハラスメントとは、物理的な接触・性的な意味を持つ言動などが含ま

れます。そのため、今回の迷惑行為である、手を握る・肩を抱く・上司として不適切なメールを送るなどは罰則対象に含まれるものと思われます。

正式な調査を開始する前に被害女性から申請があれば、ICCは当事者間で和解を行う手続きを開始することができ、被害女性と加害者が和解案に合意した場合はICCによる調査は行われません。

また、ICCは被害女性からの申し立てより90日以内に調査を完了する必要があるため、調査を完了してから7日以内に調査書を作成し、当社の経営陣に報告書を提出し、経営陣は7日以内に決定を実施する旨が定められています。

女性が行った苦情が虚偽であると判明した場合、ICCは女性に対して訴訟を起こす可能性があることに注意してください。

また、ICCに報告すること以外に、もう一つの手段として加害者に対し刑事訴訟を提起することもできます。

上司のセクハラ行為に対して抗議することは勇気がいるものですが、セクハラ防止法の施行によって、インドでは職場における女性の身の安全を保護することに関する意識が高まっています。一人で悩まずにまずは社内で問題を報告することから始めましょう。

この記事では、特定の法律分野の基礎についてのみ説明しています。より詳しい情報、ご質問などはお気軽にお問い合わせください。



Ahlawat & Associates は国内外の顧客にサービスを提供するインドの総合法律事務所です。当事務所のサービスはインドにおける海外直接投資からスタートアップ事業への支援など、多岐に渡ります。

A&A は法的サービスへのアプローチに革命を起こすことを目指しており、顧客の事業に関する日常的な手続きだけでなく、会社設立の複雑な手続きも単純化します。ご質問・ご要望等がありましたらお気軽にご連絡ください。日本人担当者をご対応致します。

Delhi

A-33, Lower Ground Floor,
Defence Colony, New Delhi - 110024

Mumbai

1st Floor, Examiner Press Building,
35, Dalal Street, Fort, Mumbai - 400001

+91 98109 07903 (日本語可)

mami.sakatan@ahlawatassociates.in

https://www.ahlawatassociates.com/

インドの法律ならお任せ!
アフラワット法律事務所



AHLAWAT & ASSOCIATES
ADVOCATES